

7月1日から高島市景観計画が変更になります！

自然豊かで美しい高島市を次世代へ引き継ぐため、持続可能で心やすらぐ高島らしい景観づくりの指針を示した「高島市景観計画」を策定しています。

市内は全域が景観計画区域であり、建築物や工作物等は、基準を満たす必要があります。

近年、市内でも設置が進んでいる太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備の設置等に関して、届け出の対象となる範囲や基準を明確にします。



【届け出が必要な主な内容】

▼市内全域（景観形成推進区域を除く）

延べ床面積が500㎡以上または高さが13m以上の建築物の新築・増築・改築・移転

当該面積が100㎡以上または高さが13m以上の建築物の外観変更など

事業区域面積が1,000㎡以上または地上から工作物の上端までの高低差が13m以上の太陽光発電設備など

▼景観形成推進区域

延べ床面積が10㎡以上または高さが5m以上の建築物の新築・増築・改築・移転

当該面積が10㎡以上または高さが5m以上の建築物の外観変更など

高さ1.5mを超えるまたは長さ10mを超える垣（生垣を除く）、さく、塀等の外観変更など

事業区域面積が100㎡以上または地上から工作物の上端までの高低差が1.5m以上の太陽光発電設備など

※計画の詳細、届け出の対象、区域などについては、市のホームページに掲載しています。

閩都市政策課
☎(25) 8571

夏の交通安全県民運動が実施されます

運動期間 7月15日(月)～24日(水)



夏季の行楽シーズンに向けて、交通量が増加するほか、夏休みに入る子どもたちの活動が活発化する時期を迎えました。

県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的に交通安全運動が実施されます。

交通事故は、一人一人がちょっとした事に注意し、実践することにより防げることも多くあります。運動の重点項目は次の4つです。みんなで事故に遭わない、起こさないよう心がけましょう。

【重点項目】

①高齢者（高齢ドライバーを含む）と子どもの交通事故防止

歩行者にやさしい運転をしましょう！



②歩行者および自転車の安全確保

歩きながらや運転中のスマホ操作は禁止です！

③全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底
後部座席も必ずシートベルトを着用しましょう！

④飲酒運転・過労運転の根絶

睡眠不足など疲れている時は運転をしないよう家族や職場、地域ぐるみで取り組みましょう！



⑤横断歩道利用者ファースト運動の推進

ドライバーは横断歩道利用者に道を譲りましょう！

閩“セーフティーたかしま”交通安全推進協議会
☎(25) 8571（都市政策課）

防災情報の発表方法が変わります！ 逃げ遅れゼロへ警戒レベル④で全員避難！

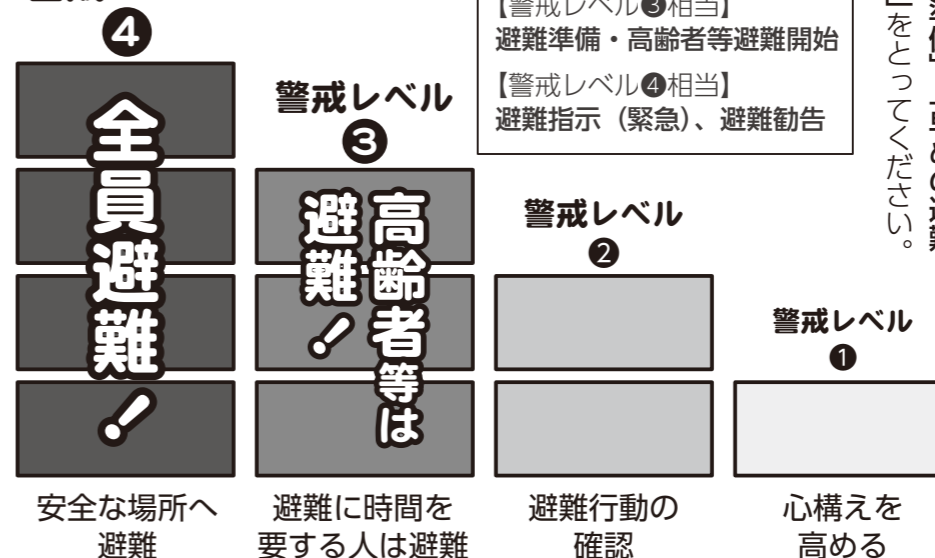
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、気象庁からの防災気象情報や自治体からの避難情報が発令されていましたが、種類が多岐にわたっていたため、避難しなかった多くの方が犠牲となりました。

国では、「防災情報が避難行動につながるなかった」という反省を踏まえ、住民が防災情報を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルで防災気象情報を発表することになります。また、下図の通り警戒レベルに応じたとるべき行動が明確化されます。

市では、気象庁からの防災気象情報や過去のデータをもとに分析を行い、避難情報を発令します。皆さんもテレビやインターネットなどから積極的に情報入手し、発表されている警戒レベルを参考に、状況に応じて適切な避難行動をとるよう心がけてください。

市が発令する避難情報
【警戒レベル③相当】
避難準備・高齢者等避難開始
【警戒レベル④相当】
避難指示（緊急）、避難勧告

警戒レベル



「自分の命は自分で守る」ということを意識し、「早めの準備」、「早めの避難行動」をとってください。

【警戒レベル⑥】は既に災害が発生している状況です。命を守る最善の行動を!!

閩防災課 ☎(25) 8133

700MHz 利用推進協会によるテレビ受信障害対策

閩情報管理課 ☎(25) 8527

携帯電話事業者が新たに700MHz帯の周波数を用いた携帯電話システムの運用を開始する際、その電波がテレビアンテナで強く受信され、地上デジタルテレビ放送の映像が乱れる、映らなくなるなどの影響が発生する恐れがあるため、市の一部地域において、700MHz 利用推進協会によるテレビ受信障害対策が実施されます。

影響のある地域に対して、お知らせを投函し、対策員が訪問して作業内容を説明し、了解をいただいた上で対策作業を行います。
※700MHz 利用推進協会は株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー

電話株式会社、ソフトバンク株式会社の4社で設立しています。

※本件のテレビ受信障害対策工事に関する費用は700MHz 利用推進協会が負担し、対策員が費用請求することは一切ありません。

※対策員は、身分証明書を所持しています。不審に感じられた際は、コールセンターまでお問い合わせください。

【700MHz 受信障害対策コールセンター】
☎0120(700)012（フリーダイヤル）
受付時間：9時～22時（年中無休）



高島の夏まつり

高島を彩る地域の夏まつりの日程を紹介します

2019あど川夏まつり 宴JOYあどがわ

▶日時 7月27日④ 17時～21時30分
▶場所 健康の森梅ノ子運動公園特設会場
▶内容 市民ステージ、模擬店など
☎ あど川夏まつり実行委員会（安曇川支所内）
☎ (32) 1131

近江今津ふるさと夏まつり やっさ！今津！！2019

▶日時 8月1日⑥ 16時～21時30分
▶場所 高島市民会館駐車場
▶内容 高島音頭総おどり、模擬店、
ステージイベント、花火大会など
☎ 近江今津ふるさと夏まつり実行委員会（今津支所内）
☎ (22) 2551

マキノサマーカーニバル2019

▶日時 8月3日④ 16時～21時
▶場所 マキノサニービーチ高木浜
▶内容 ライブステージ、ビンゴ大会、
ふるさとバザール、花火大会など
☎ 四季遊園マキノ交流促進協議会
☎ (28) 8002

2019たかしま夏まつり

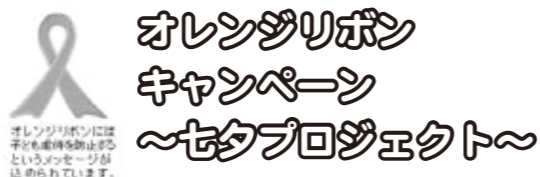
▶日時 8月4日⑥ 16時～21時
(マリンスポーツ 12時～)
▶場所 萩の浜（北浜）
▶内容 ステージ発表、屋台村、抽選会、花火大会など
☎ たかしま夏まつり実行委員会
☎ (36) 2011

7月1日～7日は、高島市子ども虐待防止推進週間 守れなかった命を見つめて ストップ！！ 児童虐待

平成18年7月5日、市内で当時2歳の幼い命が保護者からの虐待によって奪われる事件が起きました。

このような悲劇を二度と繰り返さないために、市では、7月1日⑥～7日⑥を「子ども虐待防止推進週間」として児童虐待防止を啓発しています。

県内での児童虐待件数は、年々増加傾向にあります。“子どもの安全安心を守るためにできること”をこの週間を機に考えてみましょう。



期間 | 7月1日⑥～7日⑥

期間中、市役所本館東玄関に、オレンジリボンキャンペーンコーナーを設置します。このコーナーでは、子どもの成長や幸せを願い、七夕笹飾りや千羽鶴を作成しています。来庁の際は、ぜひご協力をお願いします。



閩子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

ゲートウェイドラッグ

ゲートウェイドラッグとは、強い副作用や依存性のある薬物を使用するきっかけとなるものです。身近なところにある、タバコやお酒などのことで、入門薬物とも誤られています。また、薬物や特定の行動習慣に依存する人が、より害が少ない方法や製品、自分への被害を軽減しようとして、加熱式タバコや電子タバコを吸うことがあります。

未成年の喫煙は、成長の妨げになるなど身体に大きな影響を与えます。タバコを吸うきっかけは、「好奇心」「なんとなく」「友達に勧められて」などの他に、「イライラして気持ちを落ち着かせるために」「誰にも悩み事を相談できなくて」とさまざまです。「未成年の喫煙はダメーやめなさい」と言うだけでは、問題は解決されませ

地域で 家族で

子どもを見守ろう

7月は青少年の非行・被害防止強調月間

青少年が非行に陥ることなく、心身ともに健やかに成長することは、みんなの願いです。

喫煙のきっかけを考え、学校や家庭での教育にとどまらず社会や地域なども含めた包括的な対策が必要です。

「ご家庭や地域の皆さんへ」

▼青少年の非行・被害防止

夜あそびや夜更かしなどの行動は、生活リズムの乱れにつながります。また、喫煙、飲酒、深夜徘徊などの問題行動は、不良行為にあたります。家庭や地域での積極的な声かけをお願いします。

【お問い合わせ】

閩高島市少年センター
☎ (25) 8556
☎ (25) 8555 【相談専用】

困ったことがあれば、 相談してください。

学校のことや友達のことでも落ち込んだり、イライラしたり、悩んだりしていませんか。ひとりで悩まず誰かに相談しましょう。

▼相談方法

面談（来所・訪問）、電話

※事前予約により、下記時間外や土曜日・日曜日、祝日の相談にも応じます。また、面談場所をご相談に応じます。まずはお電話ください。

▼相談時間

月～金曜日 9時～17時
(土日、祝日、12月29日から1月3日まで休み)

不登校家族学習会

思春期において不登校状態にある子どもへの理解を深め、家族の対応方法について一緒に考えます。参加申し込みが必要です。(無料)

▼日時 7月24日⑥ 13時30分～15時
▼場所 新旭公民館
▼対象者 不登校状態の子どもを支えるご家族
▼内容

「子どもの声～不登校相談から～」
講師 滋賀県心の教育相談センター カウンセラー

▼申込方法
電話にて、氏名・連絡先をお知らせください。
▼申込先 子ども・若者支援センター“あすくる高島”
☎ (25) 8555

閩子ども・若者支援センター“あすくる高島”
新旭町北畑565番地

相談専用電話 (25) 8555

7月21日は、参議院議員通常選挙の投票日です

7月21日(日)に参議院議員通常選挙が行われます。皆さんの意思を国政に反映させる大切な選挙です。大切な1票を無駄にしないよう、忘れず投票しましょう。

選挙管理委員会事務局
☎(25) 80000



期日前投票をご利用ください

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。



公示日 7月4日(木)
投票日 7月21日(日)
投票時間 7時～20時

(一部の投票所では19時までとなります)

本庁、マキノ支所、今津老人福祉センター、朽木支所、安曇川ふれあいセンター、高島支所で期日前投票ができます。

なお、本庁と各支所等では期日前投票を行う期間が異なりますのでご注意ください。

投票所入場券および選挙公報の配布予定日について

入場券は7月6日(土)から9日(火)にかけて、選挙公報は7月13日(土)から16日(火)にかけて郵送する予定です。

【市役所本庁】

7月5日(金)～20日(土)
8時30分～20時

入場券が手元になくても投票できます

入場券が届いていない場合や、入場券を紛失してしまった場合など、入場券が手元になくても投票することがありますので、投票所にお越しください。

【各支所等】

7月13日(土)～20日(土)
8時30分～20時



郵送での手続きとなりますので時間を要します。余裕を持って請求してください。

今津東コミュニティセンターの改修工事を行います

当施設は、昭和62年に建築されてから30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。本年度、施設の長寿命化や機能向上を図るため、次のとおり大規模な改修工事を行います。改修後は、周辺公共施設の集約化を図り、市民交流や地域文化の発信を担う中核施設として運用していきます。



工事期間中の施設内団体事務所の移転先

▼たかしま市民協働交流センター ※7月22日～

[移転先] 今津宮の森コミュニティセンター
☎(20) 5758

▼高島市国際協会

[移転先] 高島市商工会北部センター
☎(20) 1180

▼高島市文化協会今津支部

[移転先] 高島市民会館
☎(22) 1764

市民協働課 ☎(25) 80526

国民健康保険加入の皆さんへ

国民健康保険課 ☎(25) 8116

本年度から軽減措置の対象が拡大されます

本年度の国民健康保険税率は次のとおりです。(前年度と変更ありません。) 年税額は、7月に決定してお知らせします。

▼国民健康保険税の税率・税額

項目	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	7.9%	2.6%	2.4%
均等割額	26,800円	8,600円	11,000円
平等割額	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯	6,800円	6,000円
	特定世帯	3,400円	-
	特定継続世帯	5,100円	-
課税限度額	61万円	19万円	16万円
対象となる方	0歳以上75歳未満		40歳以上65歳未満

▼軽減措置(5割軽減・2割軽減)の対象の拡大

世帯主およびその世帯に属する被保険者ならびに特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額等が、それぞれ次の計算式による値を超えない世帯(7割軽減については変更ありません。)

○均等割額と平等割額が5割軽減される世帯

改正前 27.5万円
改正後 基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

○均等割額と平等割額が2割軽減される世帯

改正前 50万円
改正後 基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する方をいいます。

※総所得金額等については、専従者給与の計算方法が異なりますので、市のホームページをご覧ください。



後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

(75歳以上の方および65歳から74歳までで一定の障がいのある方)



令和元年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和元年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。

▶保険料の計算のもとになるのは？

平成30年中の所得に基づいて計算します。

▶保険料の納付方法は？

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

新しい被保険者証を7月中にお送りします

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便でお送りします。

▶8月1日は被保険者証の更新日です

更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。

8月1日以降は、今持っている被保険者証は使えませんのでご注意ください。

(有効期限をお確かめください。)



びわ色

医療制度が改正されました！

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じた負担を求める形で、平成31年4月から保険料の制度が次のとおり改正されました。

▶所得が低い方への均等割軽減が一部変わりました。

▶元被扶養者の方への均等割軽減(5割軽減)が、後期高齢者医療制度に加入後2年以内までとなりました。

▶均等割の軽減範囲が一部拡大となりました。

詳しい案内は、医療保険料額決定通知書(7月送付)に同封されているチラシをご覧ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」を更新します

▶「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」(以下、「限度額証」とは？

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関にこの限度額証を提示すると、窓口での医療費のお支払いの上限が限度額までとなります。また、非課税世帯の方は入院時の食事代が減額されます。

▶対象となる方は？

住民税非課税世帯の方
住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

▶手続き方法は？

令和元年7月31日まで有効の限度額証を持っている方で、8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します。

(申請手続きは不要)

▶対象となる方で

限度額証を持っていない方は？

保険年金課または各支所で申請してください。

【持ち物】被保険者証と印鑑(認印可)

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077 (522) 3013



国民健康保険加入の皆さんへ



新しい被保険者証をお送りします

8月1日(木)から使っていただく新しい国民健康保険被保険者証(カード)を7月下旬に世帯主へ郵送します。

現在使っている被保険者証は8月以降に、ご自身で廃棄していただくか、保険年金課または各支所窓口へ返却してください。

被保険者証と高齢受給者証がひとつになります

8月1日(木)から被保険者証と高齢受給者証が一体化されます。これまで70歳~74歳の方は医療機関の窓口で被保険者証と高齢受給者証の2枚を提示していただいていたが、今回交付する被保険者証兼高齢受給者証の1枚で負担割合を証明できます。

70歳~74歳の方の負担割合について

被保険者証兼高齢受給者証には前年の所得に応じて2割、3割のいずれかの負担割合が記されています。

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯は3割負担になります。ただし、該当者の収入の合計が基準額を下回る場合は、申請をすると2割負担になります。詳しくは、お問い合わせください。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(水)です。

認定証をお持ちの方には、更新に関する案内を6月下旬に郵送しましたので、保険年金課または各支所で手続きをしてください。手続きをされた方には、7月下旬に更新した認定証を郵送します。

☆この認定証は、医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。現在お持ちでない方も、入院などで支払いが高額になる場合は、保険年金課または各支所で申請してください。

○持ち物

国保の被保険者証、印鑑、認定証(現在お持ちの方)、本人確認書類(運転免許証等)、世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの。過去12か月で90日以上入院されている方は、そのことが分かる領収書、委任状(同一世帯でない方が申請される場合)

福祉医療費受給券などの更新手続きはお済みですか？

▶受給券の有効期限

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券および精神科通院医療費受給券の有効期限は7月31日(水)です。

受給券の更新は、本人または保護者からの申請が必要です。申請書の提出がない場合は、受給資格がなくなることがあります。

▶受給券の申請受付

現在、受給券の交付を受けている方には、6月24日(月)を締切日として、更新手続きの案内を

郵送しています。まだ申請がお済みでない方は、至急保険年金課、市民課または各支所の窓口で申請をお願いします。

▶所得の申告はお済みですか？

平成31年度所得(平成30年収入分)の申告がお済みでない方は、必ず申告をお願いします。また、平成31年1月1日現在で高島市に住民登録のない方は、前住所地で、【課税(非課税)証明書】を取得していただく必要がありますのでご注意ください。

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137

高島市空手道連盟の拳士たちが 県大会で大活躍！

5月12日(日)に滋賀県立武道館で行われた、滋賀県空手道選手権大会において、高島市空手道連盟の次の方々が優秀な成績を収められました。(市民スポーツ課)

滋賀県空手道選手権大会(国体出場1次予選)

種目	順位	氏名	所属
少年男子組手	3位	河原林 倫稀	高島高校
	3位	河原林 竜稀	京都外大西高校
	優勝	蜜口 太一	京都外大西高校
軽量級組手	優勝	蜜口 光太	天理大学

滋賀県空手道選手権大会(中学校全国大会出場選考)

種目	順位	氏名	所属
中学組手競技	8位	阿萬 尚海	今津中学校



優勝した蜜口 光太さん(左)と太一くん(右)

高島市役所本庁舎の竣工を祝い 桜の木をいただきました

5月30日(木)に、高島経済会から市役所本庁舎の竣工を祝い、春の訪れを華やかに彩る桜の木をご寄贈いただきました。この事業は、高島経済会設立十周年記念事業としても行われました。

市からは深いご理解とご協力に感謝の意を表し、感謝状を贈呈させていただきました。(財産管理課)



寄贈いただいた桜の木の前で記念撮影

あいさつでつなぐ地域の輪！ 安曇川の前川さんが功労表彰

5月23日(木)に県庁で滋賀県青少年育成県民会議による功労者表彰式があり、前川 勇さん(安曇川)と朽木青少年育成学区民会議があいさつ運動功労者表彰を受章されました。

前川さんは、毎朝自宅近くで子どもたちの登校時に見守りを兼ねたあいさつ活動をされており、子どもたちへ「忘れ物はないか」、などの声かけを行っておられます。また、朽木青少年育成学区民会議では、毎月初めに、あいさつだけでなく一人一人に応じた心のこもった声かけをする運動を行い、子どもたちとのつながりがうまれています。(高島市青少年育成市民会議)



朽木の代表 藤澤 悟さん(左)と前川 勇さん(右)

受章おめでとうございます

総務課 ☎(25)8000

叙勲

《瑞宝小綬章》地方自治功労

谷口 日出夫さん

元滋賀県病院事業管理者

《瑞宝双光章》消防功労

北條 助三郎さん

元高島市消防団団長

《瑞宝単光章》消防功労

土藏 伊左雄さん

元高島市消防団団長

褒章

《黄綬褒章》業務精励(農業)

古谷 権一さん

現農業

危険業務従事者叙勲

《瑞宝双光章》警察功労

井上 安彦さん

元大阪府警視

《瑞宝単光章》防衛功労

小椋 伸二さん

元3等陸尉

《瑞宝単光章》防衛功労

下原 弘美さん

元3等空尉

《瑞宝単光章》防衛功労

中島 久志さん

元3等陸尉

春の叙勲・危険業務従事者叙勲・褒章

栄えある令和元年春の叙勲、第32回危険業務従事者叙勲および令和元年春の褒章の市内の受章者をご紹介します。(順不同)

足立 徳雄さんに瑞宝双光章

元新旭町収入役の足立 徳雄さん(88)が、地方自治功労により瑞宝双光章を受章され、4月22日にご本人に伝達されました。足立さんは、平成3年から2期8年間、新旭町収入役として町の発展に貢献されました。

故清水 日出夫さんに瑞宝双光章

元高島市議会議員の故清水 日出夫さんに地方自治功労として瑞宝双光章が授与され、5月23日にご家族に伝達されました。清水さんは、平成15年から1年余りを高島町助役として、平成17年から3期12年間に、高島市議会議員として、町および市の発展に貢献されました。

古武 勲さんに旭日単光章

元マキノ町議会議員の古武 勲さん(88)が、地方自治功労により旭日単光章を受章され、4月22日にご本人に伝達されました。古武さんは、昭和42年から20年間、マキノ町議会議員として町の発展に貢献されました。

故平瀬 浩さんに旭日単光章

元朽木村長の故平瀬 浩さんに地方自治功労として旭日単光章が授与され、5月22日にご家族に伝達されました。平瀬さんは、昭和58年から2期8年間、朽木村長として村の発展に貢献されました。